

広島県告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、平成二十二年三月一日から、広島市の別図第一に示す区域内の町及び字の区域を廃止し、その区域をもつて別図第二に示す町の区域に変更する旨、広島市長から届出があつた。

平成二十二年一月二十一日

広島県知事 湯崎英彦

別図第1

N
S=1:1,300

段原四丁目

段原三丁目

段原南二丁目

段原山崎一丁目

段原日出一丁目

段原山崎二丁目

段原日出町
字東地

段原山崎町
字中比治

段原山崎町
字山崎

段原山崎町
字西地

凡例

○ ○ 丁目	従来の町界町名
字 ○ ○	従来の字界字名
■ ■ ■	町及び字の区域を変更する区域

